

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

本案件は、入札説明書の交付を電子調達システム（G E P S）で行い、競争参加資格確認のための証明書等（以下「証明書等」という。）及び入札書の提出を紙入札で行う案件です。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該調達に係る平成30年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成30年2月20日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

甲府河川国道事務所長 尾松 智

### 1 調達内容

#### (1) 業務件名

H30甲府建設機械修繕単価契約

#### (2) 調達案件の仕様等

( 詳細は、入札説明書による )

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- ・ 建設機械及び乗用自動車の一般修繕、定期点検及び車検整備等 1 式

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所

甲府河川国道事務所及び発注者の指定した場所

(5) 入札方法

入札は、自動車修繕に伴う工賃として「一般自動車一工数の時間当たり料金」、「建設機械一工数の時間当たり料金」、「一般自動車の車検代行料」、「建設機械の車検代行料」及び「一般自動車部品価格の値引率」、「建設機械の値引率」を入札書に各々記載するものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とす

る。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(ただし、「一般自動車部品価格の値引率」及び「建設機械の値引率」を除く。)

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とするが、再入札の場合において「一般自動車部品価格の値引率」及び「建設機械部品価格の値引率」については、当初の値引率を下回る数値としないものとする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

## 2 競争参加資格

### (1) 入札参加者に要求される資格

#### 1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営

を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥ 本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

⑦ 分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

2) 次に掲げる条件を満たす履行実績を有すること。

① 平成20年4月1日以降に、公道走行可能な建設機械（道路清掃車両又は除雪車両）の修繕に関する業務を元請けとして完了（平成30年3月31日までに完了予定の業務も対象に含む。）した実績を有すること。

3) 次に掲げる条件を満たす履行体制を有すること。

① 山梨県内に本店、支店又は営業所のいずれ

れかを有すること。

② 山梨県内に当該車両（普通自動車（大型）及び大型特殊）の自動車分解整備事業の認証工場又は指定工場を有すること。

③ 次に掲げる履行体制が構築できることを証明した者であること。

ア）災害対策用機械及び除雪機械等の故障による一般修繕の依頼を受けた場合は、2日以内（休業日は除く。）に着手できること。

イ）営業日のほか、夜間及び土日祝日においても、常時電話による受付が可能であること。

4）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

### 3 証明書等及び入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL、証明書等、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ

わせ先

政府電子調達システム（G E P S）

<https://www.geps.go.jp/>

〒400-8578

山梨県甲府市緑が丘1-10-1

関東地方整備局

甲府河川国道事務所 経理課 契約係

電話 055-252-5494 内線：225

F A X 055-252-5460

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

- 1) 入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は平成30年2月20日から平成30年3月26日までとする。
- 2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（C D - R 等、U S B は不可）を上記(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は、上記(1)に記録媒体を持参すること。郵送によ

る場合は、上記(1)に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先がわかるものを同封すること。受付期間は平成30年2月20日から平成30年3月23日までの土曜日、日曜日及び休日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く毎日、8時30分から17時15分まで(最終日は16時まで)とする。

(3) 証明書等の提出期限

平成30年3月7日 13時00分

(4) 入札書の提出期限

平成30年3月23日 16時00分

(5) 開札の日時及び場所

平成30年3月26日 13時00分

国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所  
入札室

(6) 履行期間開始日は平成30年4月1日からとし、契約締結日は平成30年4月2日とする。ただし、平成30年4月2日までに平成30年度予算(暫定



予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は平成30年4月3日以降、予算が成立した日とする。

暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

#### 4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札者に要求される事項

参加を希望する者は、必要な証明書等を3

(3)の提出期限までに、3(1)に示す場所に持参又は書留郵便等(書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便

のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。)により提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。(入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得参照)

(5) 契約書の作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、「一般自動車一工数の時間当たり料金」、「建設機械一工数の時間当たり料金」、「一般自動車の車検代行料金」、「建設機械の車検代行料金」については、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって、「一般自動車部品価格の値引率」、「建設機械部品価格の値引率」については予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価

格の制限の範囲内で最高率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、前記で決定できない場合は次式により計算し、予定価格の制限の範囲内でかつ「R」の最低価格を落札者とする。

$$R = (X1 \times \text{入札一般自動車一工数の時間当たり料金}) \times \{1 + 0.5 \times (1 - \text{入札一般自動車部品価格の値引率})\} + (X2 \times \text{入札建設機械一工数の時間当たり料金}) \times \{1 + 0.5 \times (1 - \text{入札建設機械部品価格の値引率})\} + (N1 \times \text{一般自動車の車検代行料金}) + (N2 \times \text{建設機械の車検代行料金})$$

ここで、

R : 落札者決定のための金額

X1 : 契約期間中に計画されている一般自動車の総整備工数

総整備工数 608時間

X2 : 契約期間中に計画されている建設機械の総整備工数

総整備工数 473時間

N1：契約期間中に計画されている一般自動車  
の車検回数

車検回数 18回

N2：契約期間中に計画されている建設機  
械の車検回数

車検回数 1回

修繕対象自動車は、更新及び管理換等に伴い  
車種及び台数を変更する場合もある。

一工数時間当たり料金は、引き取り納車費、  
資料作成費等の経費を盛り込んだ価格とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無。

(8) 詳細は入札説明書による。